

【重度障害者用意思伝達装置】補装具費支給の手続き

詳細はお住まいの市町村の障害福祉担当へお問い合わせください。

受診**機器の選定**

- ◆ 医療機関
 - ・指定医の診察を受け、重度障害者用意思伝達装置が必要な身体状況が検討します。
 - ・医師や療法士（ST.OT.PT）と相談し、デモ機を試用しご本人に合う装置を選びます。

申請

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・必要な書類（下記参照）を提出し、申請手続きをします。

**市町村の
調査**

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・市町村障害福祉担当の職員から、装置に関するご本人やご家族の希望、生活環境やサービスの利用状況などについてお話をうかがいます。

訪問調査

- ◆ 市町村障害福祉担当・山梨県障害者相談所
 - ・市町村と県障害者相談所の職員がご自宅等へ訪問し調査を行います。
 - ・ご本人の操作能力等の調査を行うため、デモ機の用意をお願いします。

判定

- ◆ 山梨県障害者相談所
 - ・提出された書類と市町村・県の訪問調査結果をもとに、県障害者相談所の判定医師が補装具費の支給が適当かどうか判定します。

支給決定

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・県の判定結果をもとに、支給の可否を決定します。
 - ・市町村から、支給決定通知書と支給券が交付されます。

受領

- ◆ 事業者・意見書記載医師
 - ・装置が納品されます。設置場所やスイッチをご本人に合わせて調整します。
 - ・申請時に意見書を記載した医師の確認（適合判定）を受けてください。

【対象者】身体障害者手帳の所持者（原則、両上下肢機能障害2級以上かつ音声言語機能障害3級）
難病患者であり、上記手帳要件と同程度の障害状況であると認められる者

（障害者総合支援法施行令に規定する疾病に該当するものに限る）

【申請に必要な書類】

身体障害者手帳（写）※、医師意見書、処方箋、見積書 等

※難病患者の方は特定疾患医療受給者証の写もしくは医師の診断書をご提出ください